

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、会社が運営するB所在のC山荘（以下「事業場」という。）に雇用され、山小屋スタッフとして就労していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、事業場の北側でヘリコプターの荷物を整理中、プロパンガスのボンベを取りに行こうとして、鉄板に打たれたフックネジを踏み、左足首を捻り転倒して負傷したという。その後、痛みを我慢して就労していたところ、痛めた左足を何度も業務中に捻ったという。また、同年〇月〇日、事業場において、5Kgの米が6個入った米袋を運んだ時に背中から腰にかけて違和感を感じ、当日か翌日の夜には耐えられない痛みで襲われたという。また、請求人によると、仕事量の急増、睡眠時間の減少、極度の疲労蓄積によるストレスが蓄積していたという。さらに請求人は、同月〇日、D病院に受診するため、事業場から登山口までの最短距離で下山する途中、左足首を捻ったという。請求人は、同月〇日、E病院に受診し、「左足関節捻挫、腰痛症」と診断され、翌〇日には同病院の精神科を受診し、「適応障害」と診断された。

請求人は、「左足関節捻挫、腰痛症」を発症したのは、同年〇月〇日の転倒及びそれ以降同年〇月〇日までの業務によるものであり、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付、休業補償給付及び障害補償給付を請求

したところ、監督署長から不支給決定処分を受け、審査請求を経て、再審査請求に及んでいる（平成28年労第318号事件）。

また、請求人は、「左足関節捻挫」を発症したのは、同月〇日の下山中に足を捻ったことが原因であり、業務上の事由によるもの又は通勤によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び療養給付を請求したところ、監督署長から不支給決定処分を受け、審査請求を経て、再審査請求に及んでいる（平成28年労第319号事件）。

今般、請求人は、精神障害を発病したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

（略）

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）の平成〇年〇月〇日付け意見書によると、主治医の意見等を参考にしたうえで、請求人は平成〇年〇月〇日にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した旨判断している。本件の経緯

及び医学的見解から、当審査会も専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間(以下「評価期間」という。)において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

(4) 評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、①(重度の)病気かケガをした、②達成困難なノルマが課された、③上司が不在になることにより、その代行を任された、④仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった、⑤(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた、⑥上司とのトラブルがあった、⑦同僚とのトラブルがあった、⑧〇週間以上にわたって連続勤務を行った、⑨1か月に80時間以上の時間外労働を行った、⑩仕事のペース、活動の変化があった、⑪理解してくれた人の異動があった、⑫セクハラを受けた旨を主張していることから、以下、検討する。

ア 当審査会において、改めて一件記録を精査したところ、①の出来事については、作業日報に記録はなく、通常勤務を継続しており、客観的、具体的な事実関係として確認できず、仮にその災害が事実だと推認しても、休業を要する程度のものではなく、負傷の程度としては軽度であったこと、②の出来事については、朝食の準備や洗い物を行うことを達成困難なノルマと称しているが、仕事の内容は交代制で従業員に同じように割り振られている通常業務であること、③の出来事については、一時的に上司が不在の時期があったとしても、代行期間が長期にわたるものではなく、他の先輩スタッフも就業していること、④の出来事については、閑散期と繁忙期があるものの、事業場の仕事内容は同様であり、時期に応じたスタッフの人員確保はなされており、変化後の業務負荷は大きくなかったこと、⑤の出来事については、上司等からの叱責を受けた事実は認められるものの、それは業務指導の範囲で一

一般的な注意・指導を受けたにすぎないこと、⑥、⑦の出来事については、請求人は過大にトラブルと捉えているものの、周囲からも客観的に認識されるような対立は生じていないことが認められる。

そうすると、当審査会としても、上記主張を認定基準別表1の具体的出来事に当てはめるも、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の総合評価はいずれも「弱」と判断する。

イ ⑧の○週間以上にわたって連続勤務を行ったとの主張は、平成○年○月○日から同年○月○日までの間について、○回の○週間を超える連続勤務が認められる。

そこで、請求人の勤務状況を精査すると、作業日報によれば、平成○年○月○日から同年○月○日までの○日間については、閑散期で後半の週末を除けば、宿泊者の数は○日間が1桁代で推移しており、休憩時間、待機時間が多くあったことが窺え、同年○月○日から同月○日までの○日間においては、宿泊者数は増加したものの、繁忙といえる宿泊者数が○人を超える日は○日間のみであったことから、連続勤務があったとしても、労働密度は決して高いものではなかったと認められる。

さらに、請求人は山小屋勤務の特殊性を承知していなかった旨主張するも、高山の山小屋では、山小屋特有の住み込みによる勤務形態により、連続勤務が必然的に他の業種と比べ多くなるのはあり得ることであり、平日に所定労働時間だけでこなせない業務量があったために休日が取得できず労働日が連続しているものとは考えられず、業務内容も接客、食事の準備、洗濯等一般的な宿泊施設と変わるものではないことから、請求人の労働実態が特に過重であったとは認められない。

そうすると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、上記主張を認定基準別表1の「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめるも、「1か月以上にわたって連続勤務を行った」ことは認められるものの、この期間における労働密度は決して高くなく、業務内容は一般的な宿泊施設と異なることから、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

ウ ⑨の1か月に80時間以上の時間外労働を行ったとの主張について、請求人は、さらに審査官の実労働○時間という設定に異議を申し立てている。

仕事の特殊性から、拘束時間が長かったことは否定できず、仮に請求人の手帳に記載された始業時間、終業時間の労働時間データを基礎情報として算定した監督署長の集計をもって検討すると、請求人の時間外労働は、発病前1か月が118時間35分、発病前2か月が103時間10分、発病前3か月が56時間50分となり、認定基準の具体的出来事でいえば、「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」とする項目に該当するが、この項目は他の項目で評価されないときのみ評価することとなるので、本件においては、労働時間そのものを出来事としては、評価しない。

そこで、本出来事が他の出来事の心理的負荷の総合評価に影響を与えたか否か検討すると、発病前2か月間における請求人の時間外労働時間は月100時間を超過しているものの、これは山小屋での住み込み勤務という公私の区別がつけ難い特殊性が関与していることであり、この間の請求人の労働内容を評価すると、前記イで述べたとおり、労働密度は決して高いものではなく、過重な労働も認められないことから、請求人の時間外労働は他の出来事の心理的負荷の総合評価に影響しないものと判断する。

エ ⑩から⑫の主張について、請求人は申立書に、これら出来事があった旨記載し、支配人にセクハラ行為があったことなどを主張しているが、一件資料において、請求人の主張を客観的に評価できる証拠は確認されず、いずれも出来事として評価できないものと判断する。

(5) 以上を総合すると、評価の対象となる具体的出来事の心理的負荷の強度は、「中」と評価されるものが1つで、その他については「弱」と評価されるものであり、その全体評価は「中」と判断することが妥当であることから、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(6) なお、請求人は、意見書等において、審査官の事件処理に関して種々不服を述べているが、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31年法律第126号)上、当審査会の審査は、審査官の決定の当否を判断するのではなく、監督署長の処分の当否を判断するものと解するのが相当であるので、当審査会としては、可能な限り請求人の主張及び関係資料を把握し、原処分の当否を検討すれば足りることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。